

明 収 事 第 2 2 2 号

2024年(令和6年)2月20日

明石市長 丸 谷 聡 子
(公印省略 環境室収集事業課)

収集事業課清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

明石市環境室収集事業課における清涼飲料水自動販売機について、設置業者を公募しますので希望される方は、下記により応募してください。

1 設置場所等の概要

(1) 設置場所

明石市大久保町松陰1138 明石市環境室収集事業課 敷地内

(2) 設置面積等

別紙、「自動販売機設置位置図」参照

(3) 公募する清涼飲料水自動販売機数

1台

(4) 参考データ

月平均売上本数：約330本（令和5年1月～12月の実績より）※販売実績は参考値であり、今後の販売数量を保証するものではありません。

収集事業課敷地内に自動販売機は本件1台のみ。

2 設置条件

(1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置するとともに商品を補充し、硬貨紙幣詰まりなどの機械故障等に迅速かつ誠実に対応し管理すること。また、第三者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

(2) 設置可能な自動販売機

ア 自動販売機で販売する商品は、缶、ペットボトル等の密閉式容器を使用した、お茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶等とする。アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）は販売しないこと。

イ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第3条、明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインであること。

ウ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 本市の施設として、良質な清涼飲料水等を低廉な価格で供給できること。

オ 電子マネーに対応した自動販売機であること。

(3) 設置期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

ただし、設置業者が引き続き設置を希望し、行政財産使用許可が更新される場合は、最長5年間（令和11年3月31日まで）設置できる。

(4) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

許可を受けた行政財産の使用料については、各年度当初に請求するので、指定する期日までに一括納付すること。

なお行政財産許可申請時には、明石市が所管する公有財産に係る事務からの暴力団排除に関する要綱に基づき、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」等を提出すること。

(5) 設置料

明石市が設定する最低設置料（月額）以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格の見積りをおこなった金額を設置料とする。

支払い方法は、年払いとする。上記設置料月額×12で算定した金額を各年度当初に請求するので、指定する期日までに納入すること。

(6) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品、及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。光熱水費のうち電気料金については、設置業者の負担において設置する自動販売機ごとに電気量子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に、明石市環境室収集事業課で定める電気料金単価（月毎に変更あり 参考単価：約19円/kwh（税込））を乗じて得た額とし、四半期ごとに請求するので、指定する期日までに納入すること。

(7) 使用上の制限

ア 設置業者は、庁舎の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。

イ 空缶・空ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。

ウ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

エ 原状を変更する場合には、市の許可を得ること。

(8) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部または一部に損害を与えたときは、設置業者は、市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(9) 許可の取消し

市において公用または公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を市に請求することができない。

(10) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、または使用許可を取り消されたときは、自己の責任において市の指定する期日までに自動販売機を撤去し、使用場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者の負担において市が行う。

(11) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、または使用許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(12) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、または担保にすることはできない。

(13) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。

イ 設置業者は、毎月の販売数および販売売上げを書面により、翌月すみやかに報告すること。

(14) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置者の責任において処理すること。

3 参加要件（応募者は、次のすべての要件に該当する者）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定もしくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(5) 明石市広告掲載基準第4条による事業者でないこと。

(6) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

4 清涼飲料水自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答

(1) 募集内容に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより環境室収集

事業課へ質問書（様式1）により提出してください。

令和6年2月20日（火）から令和6年2月27日（火）午後1時まで

（FAX 078-918-5781）

明石市環境室収集事業課 清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

(2) 質問に対する回答

令和6年2月29日（木）午後1時から市のホームページにおいて公表します。

5 応募方法

応募する者は、令和6年2月29日（木）午後1時に市のホームページに掲載する清涼飲料水自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答を確認の後、以下の方法により応募してください。また、応募される前に、設置場所の確認をしてください。

(1) 次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（様式4）を貼り付けてください。応募は本件にかかる申込書類等のみを封入してください。

ア 応募申込書（様式2）

イ 販売を予定する清涼飲料水の品目リスト

ウ 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と、外観カラー写真（2面以上。カタログのカラーコピーでも可）。

エ 法人登記簿謄本、又は住民票謄本（写しでも可）

オ 国税完納証明書（申込日以前1カ月以内に発行されたもの。写しでも可）

カ 明石市税完納証明書（申込日以前1カ月以内に発行されたもの。写しでも可）

ただし、明石市税を納付する義務がない者については不要

キ 見積書（様式5）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 環境室収集事業課への郵便物の必着期限は、令和6年3月5日（火）午後4時30分です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより環境室収集事業課へ公募型見積合せ参加確認書（様式3）を送付してください。（FAX 078-918-5781）

明石市環境室収集事業課 清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

6 見積方法

(1) 見積金額は、月額設置料（非課税）を記載してください。なお月額設置料には行政財産使用料は含みません。（行政財産使用料は、各年度当初に土地の評価額を基準に算定

し、別途請求します。) (参考：令和5年度行政財産使用料 月額：100円)

また電気料金も別途徴収しますので、見積金額には含めないでください。

(2) 予定価格 (最低設置料)

100円 (月額)

※ 予定価格 (最低設置料) を下回らないよう注意してください。下回った場合は、無効となります。

※ 設置料については非課税となります。

7 設置業者選定方法

見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積りをおこなった応募者を設置業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値 (値下げ) 等は、審査の対象とはしません。

8 見積合せ日時及び場所

日時 令和6年3月7日 (木) 午前11時00分より (予定) ※ 状況により前後する場合があります。

場所 明石市環境室収集事業課 事務棟 2階会議室

9 見積結果について

(1) 見積合せの場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。

(2) 資格審査については、最高価格見積者から順次行い、見積参加要件を満たしていることが確認できた段階で設置予定業者を決定します。

(3) 見積結果は、令和6年3月8日 (金) から明石市ホームページにおいて公表します。

10 その他

(1) 応募に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての申込書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。

(2) 明石市法令遵守の推進等に関する条例 (平成22年条例第4号) に定める不当要求行為等を行った場合においては、当該見積合わせ参加者の見積書は無効となります。

(3) 明石市暴力団排除条例 (平成24年条例第2号) 及び明石市が所管する公有財産に係る事務からの暴力団排除に関する要綱等に基づき、暴力団等と判明した場合は、行政財産使用許可の申請は不受理又は取消しとなり、市との協定は解除となります。なお、この場合、市は損害賠償等の請求に応じません。